

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第21号 平成31年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧……………（資産税課）…2
- 告示第22号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第23号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3
- 告示第24号 宇治市未熟児養育医療給付要綱の一部を改正する要綱……………（年金医療課）…3

公 告

- 公告第10号 開関連面整備（宮北その4）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…3
- 公告第11号 農用地利用集積計画の縦覧……………（農林茶業課）…5

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第3号 直接請求に必要な選挙人の数……………5
- 告示第4号 宇治市開票区の開票の場所及び日時……………6
- 告示第5号 開票管理者及び同職務代理者の選任……………6
- 告示第6号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………6
- 告示第7号 開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時……………6
- 告示第8号 立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び選挙の管理執行を行う場所……………6
- 告示第9号 選挙会の場所及び日時……………6
- 告示第10号 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………6
- 告示第11号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………6
- 告示第12号 選挙立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時……………7
- 告示第13号 選挙公報の規格……………7
- 告示第14号 選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………7
- 告示第15号 投票用紙の様式……………7
- 告示第16号 選挙運動用自動車等及び拡声機の表示板の配色……………8
- 告示第17号 街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色……………8

- 告示第18号 ポスター掲示場の区画数……………8
- 告示第19号 ポスター掲示場にポスターの掲示を始めることのできる日……………8
- 告示第20号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間……………8
- 告示第21号 宇治市各投票区の投票場所……………8
- 告示第22号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ……………10
- 告示第23号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間……………10
- 告示第24号 宇治市各投票区の投票場所……………10
- 告示第25号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ……………12

告 示

宇治市告示第21号

平成31年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、平成31年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を、次のとおり行います。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

縦覧場所 宇治市総務部資産税課
縦覧期間 平成31年4月1日から同年5月7日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
縦覧時間 午前9時から午後4時30分まで
縦覧対象者 固定資産税の納税者及びその代理人
※ 納税者本人であることが確認できる書類が必要です（例：納税通知書、課税明細書、運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等）。
※ 納税者の代理人が縦覧するときは、納税者本人が作成した委任状及び代理人本人であることが確認できる前述の書類が必要です（同居の親族又は納税管理人は、納税通知書又は課税明細書を提示することにより、委任状に代えることができます。）。
審査の申出 固定資産課税台帳に新しく登録された固定資産の価格に不服のある方は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間に、宇治市固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。

宇治市告示第22号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成31年3月29日から14日間

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
森本山 本線	菟道只川24番地の2	前	3.0	2.5	
	菟道只川24番地の2				
	菟道只川24番地の2	後	3.0 ～4.1	2.5	
六地藏 4号線	六地藏町並12番地	前	3.5 ～4.6	35.4	
	六地藏町並12番地				
	六地藏町並12番地				

	番地 六地藏町並12番地	後	3.2 ～4.3	35.4	
木幡1 号線	木幡畑山田11番地	前	4.7 ～6.9	9.6	終 点 地 番 「木幡畑山田11番地の1」を「木幡畑山田11番地の2」に改正。
	木幡畑山田11番地の2				
	木幡畑山田11番地	後	4.3 ～5.1	9.6	
宇治2 33号 線	宇治蓮華117番地先	前	3.9 ～11.8	128.4	
	宇治蓮華21番地の1先				
	宇治蓮華117番地先	後	3.9 ～12.0	128.4	
小倉町 11号 線	小倉町南堀池49番地の3先	前	4.8 ～7.9	63.4	
	（右） 小倉町南堀池51番地の25				
	（右） 小倉町南堀池49番地の3先	後	5.1 ～8.0	63.4	
小倉町 39号 線	小倉町寺内17番地	前	2.0 ～2.5	25.5	
	小倉町寺内12番地の1				
	小倉町寺内17番地	後	4.2 ～4.7	25.5	
大久保 町15 号線	大久保町井ノ尻39番地の3	前	7.3	3.0	
	大久保町井ノ尻39番地の3				
	大久保町井ノ尻39番地の3	後	7.3 ～10.2	3.0	
大久保 町18 号線	大久保町北ノ山93番地の3	前	5.4 ～8.0	10.4	
	大久保町北ノ山93番地の3				
	大久保町北ノ山93番地の3	後	5.4 ～11.2	14.7	

大久保町98号線	大久保町山ノ内 1番地の1	前	5. 6 ～ 8. 2	2 1. 3	
	大久保町山ノ内 1番地の1				
	大久保町山ノ内 1番地の1	後	5. 6 ～ 7. 9	1 1. 7	
	大久保町山ノ内 1番地の1				

宇治市告示第23号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成31年3月29日から14日間

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
森本山本線	菟道只川24番地の2 菟道只川24番地の2	平成31年3月29日
宇治23号線	宇治蓮華117番地先 宇治蓮華21番地の1先	平成31年3月29日
小倉町11号線	小倉町南堀池49番地の3先 (右) 小倉町南堀池51番地の25 (右)	平成31年3月29日
小倉町39号線	小倉町寺内17番地 小倉町寺内12番地の1	平成31年3月29日
大久保町15号線	大久保町井ノ尻39番地の3 大久保町井ノ尻39番地の3	平成31年3月29日
大久保町18号線	大久保町北ノ山93番地の3 大久保町北ノ山93番地の3	平成31年3月29日
大久保町98号線	大久保町山ノ内1番地の1 大久保町山ノ内1番地の1	平成31年3月29日

宇治市告示第24号

宇治市未熟児養育医療給付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市未熟児養育医療給付要綱の一部を改正する要綱

宇治市未熟児養育医療給付要綱（平成25年宇治市告示第44号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第2項第6号を次のように改める。

(6) B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様に取り扱うものとする。

別表の備考第2項に次の1号を加える。

(7) 養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者が、婚姻によらないで母又は父となつた者で、現に婚姻をしていないことにより、市長が地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫又は所得税法第2条第30号に規定する寡婦若しくは同条第31号に規定する寡夫（

以下「税法上の寡婦等」という。）に準ずると認める場合にあっては、当該養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者の均等割の額、所得割の額及び所得税の年額を税法上の寡婦等の計算の例により算定することにより階層区分を認定する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

公 告

宇治市公告第10号

開閉連面整備（宮北その4）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について

開閉連面整備（宮北その4）管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成31年3月15日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 開閉連面整備（宮北その4）管渠建設工事

(2) 工事場所 宇治市神明宮北地内

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長 L=960.2m

開削工（VUφ200） L=960.2m

マンホール設置工 N= 39箇所

取付管工 N= 122箇所

汚水樹設置工 N= 107箇所

舗装工 A=4,350㎡

付帯工 一式

(4) 工 種 土木一式工事

(5) 工事期間 契約日から平成31年（2019年）12月20日まで
247日間

(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の

許可を土木一式工事について受けている単体企業であること。

- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値における土木一式の総合評価値（P）が820点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日より3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日より3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調査
- ② 配置予定現場代理人調査
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

- ② 配布期間

平成31年3月15日 午前9時から

平成31年3月22日 午後2時まで

- ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出

- ① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成31年3月15日 午前9時から

平成31年3月22日 午後2時まで

- (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、平成31年4月2日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

- (4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された確認申請書等は返却しない。

- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

- (1) 入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

- (2) 配布期間

平成31年3月15日 午前9時から

平成31年4月10日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

- (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

- (2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

- (3) 質疑の受付期間

平成31年3月15日 午前9時から

平成31年4月3日 正午まで

- (4) 回答

回答については、平成31年4月5日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

- (1) 入札期間

平成31年4月9日 午前9時から午後6時まで

平成31年4月10日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成31年4月11日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、94,970,880円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。※本件における消費税及び地方消費税の税率は、8パーセントを適用するので注意してください。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、77,394,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

宇治市公告第11号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

平成30年度第25号

平成30年度第26号

2 関係書類の縦覧期間

平成31年3月29日以後、常時備え置くこととします。

3 関係書類の縦覧場所

宇治市市民環境部農林茶業課



宇治市選挙管理委員会告示第3号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な平成31年3月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に

関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3, 109人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51, 806人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25, 903人

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第4号

宇治市開票区の開票の場所及び日時について

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市小倉町蓮池20番地の1

宇治市立西宇治体育館

日 時 平成31年4月7日 午後9時

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第5号

開票管理者及び同職務代理者の選任について

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙における宇治市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

開票管理者

住所

氏名

同職務代理者

住所

氏名

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第6号

氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙における氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 平成31年3月29日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第7号

開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時について

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙において

、候補者から届出のあった開票立会人となるべきものが10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 平成31年4月4日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第8号

立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び選挙の管理執行を行う場所について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において、選挙長が立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び宇治市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第9号

選挙会の場所及び日時について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市小倉町蓮池20番地の1

宇治市立西宇治体育館

日 時 平成31年4月21日 午後9時

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第10号

選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 平成31年4月14日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第11号

氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
日 時 平成31年4月14日 午後5時10分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第12号

選挙立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における候補者からの届出のあった選挙立会人となるべきものが10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
日 時 平成31年4月18日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第13号

選挙公報の規格について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における選挙公報の規格を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

1 候補者の掲載文の記載枠の規格

縦114mm×横124mm

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第14号

選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表は、宇治市公告式条例（昭和26年宇治市条例第1号）に準じて行います。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第15号

投票用紙の様式について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

点字投票		宇治市議会議員一般選挙投票	
ごうほしやしめい 候補者氏名	ちゅうい (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	ごうほしやしめい 候補者氏名	ちゅうい (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

平成31年4月21日執行

宇治市議会議員一般選挙投票

宇治市選挙管理委員会

備考

- 投票用紙は白色、文字は黒字とする。
- 公印は、宇治市選挙管理委員会公印規程（昭和48年宇治市選挙管理委員会規程第2号）別表様式番号2（23mm平方）を使用し、朱色で刷り込むものとする。

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第16号

(揭示済)

選挙運動用自動車等及び拡声機の表示板の配色について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において、選挙運動のために用いる自動車等及び拡声機の表示板の配色を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

自動車及び船舶の表示板 白地に黒色文字

拡声機の表示板 白地に黒色文字

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第17号

街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において用いる街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

街頭演説用標旗 白地に黒色文字

街頭演説用腕章 白地に黒色文字

自動車及び船舶乗員用腕章 白地に黒色文字

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第18号

ポスター掲示場の区画数について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の区画数を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

ポスター掲示場の区画数 3段 42区画

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第19号

ポスター掲示場にポスターの掲示を始めることのできる日について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において、公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日を、次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

平成31年4月14日

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第20号

選挙人名簿登録の移替をしない期間について

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙において、宇治市の区域内の他の投票区に住所を移した者に係る選挙人名簿登録の移替をしない期間を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

平成31年3月13日から同年4月7日までの間

宇治市選挙管理委員会告示第21号

宇治市各投票区の投票場所について

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙における宇治市各投票区の投票場所を次のとおり指定します。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

投票区	投票所の施設の名称	所在地	投票区	投票所の施設の名称	所在地
1	宇治市川東集会所	宇治市宇治東内21番地の乙	25	宇治市立東宇治中学校 第二体育館	宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1
2	宇治市立宇治中学校 多目的室	宇治市宇治矢落64番地の1	26	宇治市三室戸北集会所	宇治市菟道出口40番地の71
3	宇治市菟道ふれあいセンター 多目的活動室	宇治市宇治妙楽128番地の1	27	宇治市立木幡小学校 体育館	宇治市木幡赤塚4番地
4	宇治市職員会館	宇治市宇治下居13番地の1	28	宇治市立西大久保小学校 体育館	宇治市大久保町旦棕25番地
5	宇治市城南荘集会所	宇治市神明宮東88番地	29	宇治市立南部小学校 体育館	宇治市五ヶ庄戸ノ内15番地の1
6	宇治市白川集会所	宇治市白川娑婆山16番地の1	30	宇治市立岡屋小学校 体育館	宇治市五ヶ庄寺界道37番地の3
7	宇治市横島集会所	宇治市横島町北内24番地の2	31	宇治市三番割集会所	宇治市五ヶ庄三番割37番地
8	宇治市横島コミュニティセンター 大会議室	宇治市横島町大川原27番地の5	32	宇治市立南小倉小学校 体育館	宇治市小倉町南浦40番地の1
9	宇治市小倉公民館 会議室	宇治市小倉町寺内91番地	33	宇治市立西小倉小学校 体育館	宇治市伊勢田町遊田69番地
10	宇治市立伊勢田小学校 体育館	宇治市伊勢田町井尻3番地	34	宇治市立御蔵山小学校 体育館	宇治市木幡御蔵山39番地の4
11	宇治市開地域福祉センター	宇治市開町44番地の13	35	宇治市立神明小学校 体育館	宇治市神明石塚32番地
12	宇治市広野公民館 会議室	宇治市広野町寺山17番地の403	36	宇治市緑ヶ原集会所	宇治市広野町新成田27番地
13	宇治市立木幡保育所 遊戯室	宇治市木幡東中10番地の2	37	宇治市立北小倉小学校 体育館	宇治市小倉町堀池72番地
14	宇治市立宇治黄檗学園 音楽室	宇治市五ヶ庄三番割27番地	38	宇治市立横島小学校 体育館	宇治市横島町吹前35番地
15	宇治市菟道集会所	宇治市菟道河原7番地の1	39	宇治市立西宇治中学校 柔剣道場	宇治市伊勢田町南山121番地の1
16	宇治市志津川集会所	宇治市志津川南組16番地の3	40	宇治市西小倉集会所	宇治市小倉町南堀池52番地の3
17	宇治市笠取集会所	宇治市東笠取稲出23番地の4	41	宇治市立平盛小学校 体育館	宇治市大久保町平盛91番地の3
18	宇治市笠取南部集会所	宇治市炭山直谷31番地の12	42	宇治市立大開小学校 体育館	宇治市広野町大開35番地
19	旦棕公会堂	宇治市大久保町北ノ山107番地	43	宇治市明星集会所	宇治市明星町一丁目9番地の87
20	宇治市立小倉小学校 体育館	宇治市小倉町西畑1番地の4	44	宇治市木幡公民館 会議室	宇治市木幡内畑34番地の7
21	宇治市六地藏公会堂	宇治市六地藏奈良町35番地の10	45	宇治市立北横島小学校 体育館	宇治市横島町本屋敷40番地の2
22	JR宇治駅前市民交流プラザ（ゆめりあうじ） 会議室1	宇治市宇治里尻5番地の9	46	宇治市立菟道第二小学校 体育館	宇治市宇治琵琶63番地の3
23	宇治市立大久保小学校 体育館	宇治市広野町中島1番地の1	47	宇治市南陵南集会所	宇治市南陵町三丁目1番地の74
24	宇治市西小倉コミュニティセンター 集会室	宇治市小倉町南堀池107番地の1	48	京都府立東宇治高校 格技場	宇治市木幡平尾43番地の2
			49	宇治市中畑集会所	宇治市小倉町中畑49番地の3

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第22号

投票所を閉じる時刻の一部繰上げについて

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙において、次の投票所を閉じる時刻を1時間繰り上げ、午後7時とします。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

第17区投票所 （宇治市笠取集会所）

第18区投票所 （宇治市笠取南部集会所）

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第23号

選挙人名簿登録の移替えをしない期間について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において、宇治市の区域内の他の投票区に住所を移した者に係る選挙人名簿登録の移替えをしない期間を次のとおり定めます。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

平成31年3月29日から同年4月21日までの間

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第24号

宇治市各投票区の投票場所について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における宇治市各投票区の投票場所を次のとおり指定します。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

投票区	投票所の施設の名称	所在地	投票区	投票所の施設の名称	所在地
1	宇治市川東集会所	宇治市宇治東内21番地の乙	25	宇治市立東宇治中学校 第二体育館	宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1
2	宇治市立宇治中学校 多目的室	宇治市宇治矢落64番地の1	26	宇治市三室戸北集会所	宇治市菟道出口40番地の71
3	宇治市菟道ふれあいセンター 多目的活動室	宇治市宇治妙楽128番地の1	27	宇治市立木幡小学校 体育館	宇治市木幡赤塚4番地
4	宇治市職員会館	宇治市宇治下居13番地の1	28	宇治市立西大久保小学校 体育館	宇治市大久保町旦棕25番地
5	宇治市城南荘集会所	宇治市神明宮東88番地	29	宇治市立南部小学校 体育館	宇治市五ヶ庄戸ノ内15番地の1
6	宇治市白川集会所	宇治市白川娑婆山16番地の1	30	宇治市立岡屋小学校 体育館	宇治市五ヶ庄寺界道37番地の3
7	宇治市横島集会所	宇治市横島町北内24番地の2	31	宇治市三番割集会所	宇治市五ヶ庄三番割37番地
8	宇治市横島コミュニティセンター 大会議室	宇治市横島町大川原27番地の5	32	宇治市立南小倉小学校 体育館	宇治市小倉町南浦40番地の1
9	宇治市小倉公民館 会議室	宇治市小倉町寺内91番地	33	宇治市立西小倉小学校 体育館	宇治市伊勢田町遊田69番地
10	宇治市立伊勢田小学校 体育館	宇治市伊勢田町井尻3番地	34	宇治市立御蔵山小学校 体育館	宇治市木幡御蔵山39番地の4
11	宇治市開地域福祉センター	宇治市開町44番地の13	35	宇治市立神明小学校 体育館	宇治市神明石塚32番地
12	宇治市広野公民館 会議室	宇治市広野町寺山17番地の403	36	宇治市緑ヶ原集会所	宇治市広野町新成田27番地
13	宇治市立木幡保育所 遊戯室	宇治市木幡東中10番地の2	37	宇治市立北小倉小学校 体育館	宇治市小倉町堀池72番地
14	宇治市立宇治黄檗学園 音楽室	宇治市五ヶ庄三番割27番地	38	宇治市立横島小学校 体育館	宇治市横島町吹前35番地
15	宇治市菟道集会所	宇治市菟道河原7番地の1	39	宇治市立西宇治中学校 柔剣道場	宇治市伊勢田町南山121番地の1
16	宇治市志津川集会所	宇治市志津川南組16番地の3	40	宇治市西小倉集会所	宇治市小倉町南堀池52番地の3
17	宇治市笠取集会所	宇治市東笠取稲出23番地の4	41	宇治市立平盛小学校 体育館	宇治市大久保町平盛91番地の3
18	宇治市笠取南部集会所	宇治市炭山直谷31番地の12	42	宇治市立大開小学校 体育館	宇治市広野町大開35番地
19	旦棕公会堂	宇治市大久保町北ノ山107番地	43	宇治市明星集会所	宇治市明星町一丁目9番地の87
20	宇治市立小倉小学校 体育館	宇治市小倉町西畑1番地の4	44	宇治市木幡公民館 会議室	宇治市木幡内畑34番地の7
21	宇治市六地藏公会堂	宇治市六地藏奈良町35番地の10	45	宇治市立北横島小学校 体育館	宇治市横島町本屋敷40番地の2
22	JR宇治駅前市民交流プラザ（ゆめりあうじ） 会議室1	宇治市宇治里尻5番地の9	46	宇治市立菟道第二小学校 体育館	宇治市宇治琵琶63番地の3
23	宇治市立大久保小学校 体育館	宇治市広野町中島1番地の1	47	宇治市南陵南集会所	宇治市南陵町三丁目1番地の74
24	宇治市西小倉コミュニティセンター 集会室	宇治市小倉町南堀池107番地の1	48	京都府立東宇治高校 格技場	宇治市木幡平尾43番地の2
			49	宇治市中畑集会所	宇治市小倉町中畑49番地の3

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第25号

投票所を閉じる時刻の一部繰上げについて

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において、次の投票所を閉じる時刻を1時間繰り上げ、午後7時とします。

平成31年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

第17区投票所 （宇治市笠取集会所）

第18区投票所 （宇治市笠取南部集会所）

（揭示済）